

国民保護業務計画の一部改正の報告について

当社は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という）※¹に基づく、当社の業務に関する国民保護措置の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた「国民保護業務計画」について、同計画の一部を改正し、平成26年6月30日に経済産業大臣に報告しました。本件について、平成26年9月9日付で経済産業大臣より内閣総理大臣へ報告されたことから、その要旨をお知らせいたします。

1. 「国民保護業務計画」について

「国民保護法」及び政府が策定した「国民の保護に関する基本指針」に基づき、各指定公共機関には、武力攻撃事態等に備えて、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃、災害への対処などを盛り込んだ業務計画を作成し、所管行政機関の長を経由して内閣総理大臣への報告及び関係都道府県、関係市町村への通知と公表が義務付けられています。

当社は、「武力攻撃事態対処法」に定める指定公共機関として、武力攻撃事態発生時におけるエネルギーの安定供給や原子力の安全等を維持するため、「国民保護法」に基づき「国民保護業務計画」を作成し、国への報告及び各自治体への通知を行うとともに、その内容を公表するものです。

2. 「国民保護業務計画」の変更内容

- 1) 組織の一部改正（平成26年6月30日付）に伴うもの。
- 2) 記載の適正化

※1：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

（指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画）

第三十六条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

- 2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。
- 3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項
 - 二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなけ

ればならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 6 第三十三条第六項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれその国民の保護に関する業務計画を作成する場合について準用する。
- 7 前三項の規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更について準用する。ただし、第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

添付資料：『国民保護業務計画』（全文）

以 上

国 民 保 護 業 務 計 画

平成 2 6 年 6 月

日本原子力発電株式会社

国民保護業務計画目次

第1章 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 国民保護業務計画策定の目的・・・・・・・・	1
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針・・	1
1. 関係機関相互の連携協力の確保	
2. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	
3. 国民保護措置の実施に関する自主的判断	
第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響・・	2
1. 武力攻撃事態	
2. 緊急処理事態	
3. 電力設備・電力供給への影響	
第4節 国民保護業務計画の運用・・・・・・・・	3
1. 他の計画等との関連	
2. 国民保護業務計画の修正	
第5節 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章 平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第1節 国民保護措置の実施体制・・・・・・・・	5
1. 体制	
2. 対策組織	
第2節 対策組織の運営・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1. 対策組織の設置及び解散	
2. 権限の行使	
3. 動員	
4. 指令伝達及び情報（通報）連絡の経路	

第3節 社外機関との協調	6
1. 国、地方公共団体等との協調	
2. 他電力会社等との協調	
第4節 国民保護措置に関する教育・訓練	7
1. 教育	
2. 訓練	
第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置	7
第6節 情報の収集・連絡	7
第7節 全般的な事前措置	8
1. 武力攻撃事態等に対する備え	
2. 武力攻撃災害対策用の資機材の確保及び整備等	
第3章 武力攻撃事態等への対処	10
第1節 通報・連絡	10
1. 通報・連絡の経路	
2. 通報・連絡の方法	
第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡	10
1. 情報の収集・報告	
2. 通話制限	
第3節 武力攻撃災害時における広報及び情報提供	11
1. 広報活動	
2. 広報の方法	
第4節 対策要員の確保	11
第5節 復旧用資機材の確保	11
1. 調達	
2. 輸送	

第6節	国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請	1 2
第7節	生活関連等施設の安全確保措置	1 2
1.	武力攻撃事態等における対応	
2.	立入制限区域の指定要請に伴う協力	
3.	危険物質等の使用停止等命令に対する措置	
第8節	武力攻撃原子力災害への対処	1 3
1.	武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）	
2.	発電所の運転停止	
第9節	応急の復旧	1 4
1.	施設及び設備の緊急点検等	
2.	通信機器の応急の復旧	
第4章	武力攻撃災害の復旧に関する措置	1 5
第1節	復旧に関する措置	1 5
第2節	復旧計画	1 5
第5章	緊急対処保護措置の実施	1 6
第1節	緊急対処保護措置の実施	1 6
別表－1	本店国民保護対策本部の組織	1 7
別表－2	指令伝達及び情報（通報）連絡経路	1 8

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画策定の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、日本原子力発電の業務に関し、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における国民保護措置及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容及び実施方法その他必要な事項を定め、武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態（武力攻撃事態対処法第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。以下同じ。）における武力攻撃事態対処法第25条3項に規定する緊急対処措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり国民保護措置に関する基本方針を定める。

1. 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関と相互の連携体制の整備に努める。

2. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、国及び県から提供される武力攻撃の状況、その他必要な情報の提供を受けるとともに、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全に十分に配慮する。

また、発電所に対し、国及び県から安全確保措置の実施を要請された場合には、当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を国及び県から入手すること等により、当該発電所に従事する者等の安全確保に十分に配慮する。

3. 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置の実施に当たっては、その実施方法等について、国及び地方公共団体等に必要な情報提供を求めるとともに、これら機関から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響

この計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとし、武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響について定める。

1. 武力攻撃事態

この計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要。 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定される。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる。
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾することが予想される。
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2. 緊急対処事態

この計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。

なお、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

①攻撃対象施設等による分類

- ・危機性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

②攻撃手段による分類

- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

3. 電力設備・電力供給への影響

当社は、電気事業法等関連する法律に基づき、発電所を運用し、電力会社へ電気を供給しており、設備の安全確保と効率的な運転等により電力の安定供給維持に努めている。

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たり、生活関連等施設の管理者として行う安全確保措置等を的確かつ迅速に行い、電力の安定供給に最大限努めるが、電力設備の保全が事態の切迫のため時間的あるいは物理的に困難となり、結果的に供給支障等が生じる場合が想定される。

なお、武力攻撃災害発生後における設備の被害状況の把握及び応急の復旧に当たっては、国民保護措置に従事する者の安全確保の観点から長時間を要する場合がある。

第4節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、消防法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力災害対策特別措置法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 国民保護業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第5節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷，火事，爆発，放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で，国家として緊急に対処することが必要な事態として内閣総理大臣が認定したものをいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃により、発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護に関する措置（対処基本方針が廃止された後を含む。）をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第 27 条に規定する施設いう。 (当社における生活関連等施設とは、発電所をいう。)
危険物資等	武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空气中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で、国民保護法施行令第 28 条に定めるものをいう。
原子力事業者防災業務計画	原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。

第2章 平素からの備え

第1節 国民保護措置の実施体制

1. 体制

武力攻撃事態等に対応するため、次の対策組織を設置する。

設置基準	対策組織	
・ 内閣に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合 ・ 内閣の対策本部が設置されるまでに、発電所所在の県において、緊急通報の発令、退避の指示及び警戒区域の設定等の措置が講じられた場合 ・ 発電所において武力攻撃事態等が発生した場合	本店 国民保護対策本部	発電所 国民保護対策本部

2. 対策組織

- (1) 本店及び発電所は、武力攻撃事態等に対応する対策組織を別表－1のとおり定めておく。
- (2) 武力攻撃事態等により本店及び発電所が被災した場合の対策組織の活動拠点をあらかじめ定めておく。

第2節 対策組織の運営

1. 対策組織の設置及び解散

- (1) 武力攻撃事態が発生し、内閣に対策本部が設置された場合は、本店及び発電所は、直ちに、本店及び発電所国民保護対策本部を設置する。
- (2) 内閣の対策本部が設置されるまでに、発電所所在の県から緊急通報の発令、退避の指示及び警戒区域の設定等の措置が講じられた場合、本店及び発電所は、直ちに、本店及び発電所国民保護対策本部を設置する。
- (3) 発電所において、武力攻撃を受けた場合又はそのおそれがある場合、本店及び発電所は、直ちに、本店及び発電所国民保護対策本部を設置する。
- (4) 本店及び発電所国民保護対策本部長は、内閣の対策本部が解散され、国民保護措置の実施の必要が無くなった場合、相互に協議し、本店及び発電所国民保護対策本部を解散する。

2. 権限の行使

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関する一切の業務は、本店及び発電所国民保護対策本部のもとで行う。
- (2) 本店及び発電所国民保護対策本部長は、職制上の権限を行使して活発に国民保護措置を実施する。ただし、発電所国民保護対策本部長は、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 本店及び発電所国民保護対策本部長が国民保護措置に従事できない場合に備え、あらかじめ職務の代行者を定めておく。

3. 動 員

本店及び発電所国民保護対策本部長は、国民保護対策本部を設置した場合、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達及び情報（通報）連絡の経路

国民保護対策本部が設置された場合の指令伝達及び情報（通報）連絡の経路は、別表－２のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1. 国、地方公共団体等との協調

防災のための連携体制も活用し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から、国、地方公共団体及び防災関係機関等と相互の連携体制の整備に努める。

(1) 国民保護協議会等への参加・協力

国民保護協議会等に、委員及び幹事を推薦し、参加させるとともに、同協議会等の場を活用し、情報の共有化等を図るものとする。

また、国民保護計画を作成するため、地方公共団体から必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 内閣の対策本部との協調

武力攻撃事態等対策本部長が実施する国民保護措置に関する総合調整へ協力するとともに、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

2. 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、請負会社等と協調し、要員、資材、輸送力等の相互融通等、武力攻撃災害時における相互応援体制を整備しておく。

第4節 国民保護措置に関する教育・訓練

1. 教育

本店及び発電所は、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しながら、社員に対し、国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に努める。

2. 訓練

本店及び発電所は、国民保護措置を円滑に実施するため、国民保護措置についての訓練を適宜実施し、国民保護措置にこの計画が有効に機能することを確認する。訓練の実施にあたっては、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するとともに、国及び地方公共団体等が実施する国民保護措置についての訓練に積極的に参加する。

第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置

発電所長は、県知事から通知される生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）に基づき、発電所の安全確保に関する事前対策を定める。

第6節 情報の収集・連絡

本店及び発電所は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災状況等を収集又は整理し、関係機関等に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。また、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート多重化及び代行できる人員の指定など、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第7節 全般的な事前措置

1. 武力攻撃事態等に対する備え

災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、武力攻撃事態等に備え以下の整備に努める。

(1) 通信連絡設備

武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸設備の強化、整備を図る。

①無線伝送設備

- ・マイクロ波無線等の固定無線設備
- ・移動無線設備
- ・衛星通信設備

②有線伝送設備

- ・通信ケーブル
- ・電力線搬送設備

③交換設備

④通信用電源設備

⑤一斉放送設備

また、携帯電話及び自動車電話等の移動体通信機器の充実化など、情報連絡手段の多重化についても整備を図る。

(2) 非常電源設備の整備

本店及び発電所は、長時間停電に備え、国民保護措置の実施に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(3) コンピューターシステムの整備

国民保護措置の実施に必要なコンピューターシステムについては、爆破に対する耐震性の確保を図るとともに重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法などのバックアップ体制の整備を図る。

(4) 消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき消防に関する施設及び設備の整備を図る。

- ・燃料タンク消火設備
- ・化学消防車
- ・消火栓、消火用屋外給水設備
- ・各種消火器具及び消火剤
- ・火災報知器、非常通報設備等

2. 武力攻撃災害対策用の資機材の確保及び整備等

本店及び発電所は、武力攻撃災害に備え、以下の整備に努める。

(1) 国民保護措置用の資機材の確保

武力攻撃災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 武力攻撃災害対策用の資機材の輸送

本店及び発電所は、車両、舟艇等、武力攻撃災害対策用資機材等の輸送力確保に努める。

(3) 武力攻撃災害対策用の資機材の整備点検

武力攻撃災害対策用の資機材は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行う。

(4) 武力攻撃災害対策用の資機材等の広域運営

本店は、武力攻撃災害対策用の資機材等の保有を効率的に行うとともに、武力攻撃災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社、電源開発株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構と武力攻撃災害対策用の資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本店及び発電所は、武力攻撃事態等に備え、食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

武力攻撃事態等において、本店及び発電所国民保護対策本部は、別表－2に従い通報・連絡を行う。

2. 通報・連絡の方法

武力攻撃事態等における通報・連絡の方法は、第2章第7節第1項（1）「通信連絡設備」に示す設備及び電気通信事業者の回線を利用して行う。

第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡

1. 情報の収集・報告

発電所国民保護対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、災害状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集し、速やかに本店国民保護対策本部長に報告する。

- ①武力攻撃事態等の状況
- ②発電所の被害状況及び復旧状況
- ③復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ④従業員、見学者等の被災状況
- ⑤その他武力攻撃災害に関する情報

また、本店国民保護対策本部長は、発電所国民保護対策本部長からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体、警察及び消防等の防災関係機関から収集した情報を集約し、所管官庁へ報告する。

2. 通話制限

本店及び発電所国民保護対策本部長は、武力攻撃災害時の保安通信回線を確保するため必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは、通信設備担当部門の長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第3節 武力攻撃災害時における広報及び情報提供

1. 広報活動

武力攻撃事態等においては、放射性物質の放出による社会不安を除去するため、発電所被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

2. 広報の方法

広報の方法については、テレビ、新聞等の報道機関を通じて、又はインターネット(ホームページ)を通じて、事実に基づく正確な情報を提供するよう努める。

第4節 対策要員の確保

1. 本店及び発電所は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護対策本部の設置に備え、あらかじめ対策要員を定める。
2. 国民保護対策本部が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策本部に出動する。

第5節 復旧用資機材の確保

国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材については、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害発生時において必要となる資機材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに迅速に確保できる体制を整備する。

1. 調達

本店及び発電所は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ①現地調達
- ②対策本部相互の流用
- ③他電力会社等からの融通

2. 輸送

国民保護措置用の資機材の輸送は、原則として調達先の車両、舟艇等により行う。

第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請

本店国民保護対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関、地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援要請を行う。

また、発電所国民保護対策本部長は、発電所の安全確保措置の要請に応じて、必要な措置を講じる場合には、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、発電所の安全確保のため必要な支援を要請する。

この場合において、要請理由や応援活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。なお、被害が極めて大きく、発電所の工事力に余力がない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、本店国民保護対策本部長は、自衛隊法に基づき、県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第7節 生活関連等施設の安全確保措置

1. 武力攻撃事態等における対応

発電所国民保護対策本部長は、県知事又は所管省庁から生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるよう要請を受けた場合には、必要な措置を講ずる。

2. 立入制限区域の指定要請に伴う協力

発電所国民保護対策本部長は、県知事からの要請に基づき、公安委員会又は海上保安部等から、発電所及びその周辺区域の安全確保が必要となり、立入制限区域の指定を受けた場合は、これに協力する。

3. 危険物質等の使用停止等命令に対する措置

発電所国民保護対策本部長は、前項の措置の他、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置として、国及び地方公共団体から危険物質等の全部又は一部の使用停止又は制限等の命令を受けた場合は、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

第8節 武力攻撃原子力災害への対処

1. 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）

発電所については、生活関連等施設としての安全確保措置を講ずる他、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原子力事業者防災業務計画の定めと同様の措置を講ずることを原則とする。

なお、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、特に以下の点に留意する。

（1）体制の整備

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、障壁の設置など人の侵入を阻止するための措置、施設の巡視及び監視に関する措置等について、あらかじめ定める。

また、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努める。

（2）活動体制の確立

発電所の状況把握、モニタリング情報の把握等、常時継続的に必要な情報の共有と関係機関が行う応急対策について必要な調整を行うため、オフサイトセンター等へ職員を派遣する。

なお、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家等が行う、現場の情報収集、分析等へ協力する。

（3）放射線モニタリングの実施

通報・連絡を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、発電所からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の状況を原子力事業者防災業務計画の定めにより連絡する。

2. 発電所の運転停止

（1）武力攻撃事態等において、発電所が警報の発令地域の対象となった場合又は地域を定めずに警報が発令されたときは、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を講ずる。

（2）武力攻撃事態において原子力規制委員会より原子炉運転停止命令が発動された場合は、原子炉の運転を停止する。

また、県知事より運転停止等適切な措置の要請を受けた場合は、原子炉の運転停止に向けて必要な措置（国との調整等）を講ずる。

（3）突発的に武力攻撃が発生した場合など、特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令又は県の運転停止等適切な措置の要請を待たず、平時における緊急時対策マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止する。

（4）原子炉の運転停止に当たり、原子炉の運転停止に際しての施設及び運転員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携した対応を行う。

第9節 応急の復旧

1. 施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、国民保護措置に従事する者の安全を確保した上で、可能な限り速やかに、設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急の復旧を行う。

2. 通信機器の応急の復旧

国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が生じたときは、復旧活動に従事する者の安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 復旧に関する措置

武力攻撃災害の復旧のための措置は、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずる。

なお、復旧に当たっては、その対象となる発電所の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第2節 復旧計画

発電所は、被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定すると同時に、本店に速やかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 食糧等の手配
- (7) その他必要な対策

また、本店は、発電所に対し、復旧対策について、必要な指示を行う。

第5章 緊急対処保護措置の実施

第1節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処事態については、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。

本店国民保護対策本部の組織

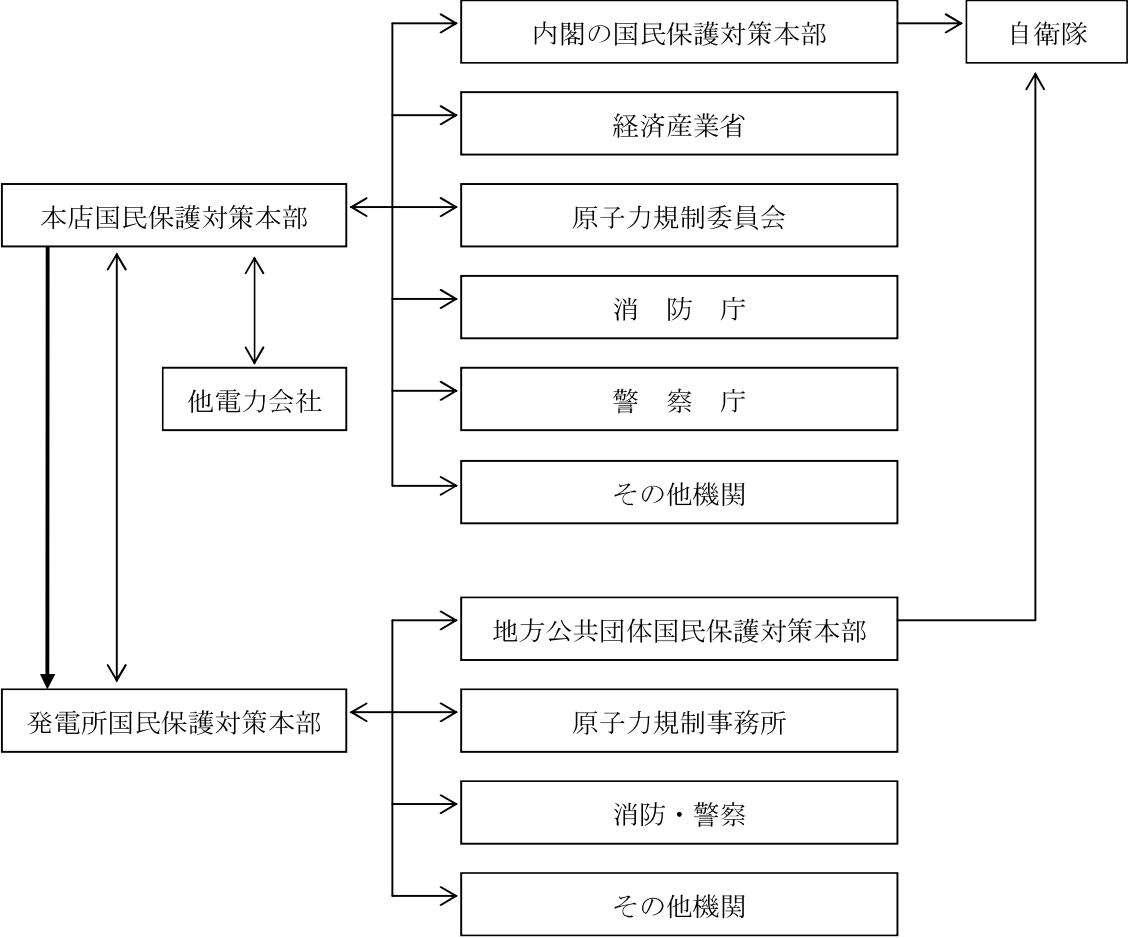
本部	班 名	班 長	主 な 業 務 内 容
本 部 長：社長	情 報 班	発電管理担当部門の長	・当該災害に関する情報の収集 ・発電所国民保護対策本部対応への指導、援助 ・社外関係機関（経済産業省）との連絡調整及び法令上必要な連絡、報告 ・各班との連絡調整
本部長代行者：副社長又は常務取締役のうち社長が指名する者	庶 務 班	・発電管理担当部門の長 ・総務担当部門の長	・本店国民保護対策本部の設置・運営支援 ・社外防災機関との連携 ・通信施設の確保 ・定められた国民保護対策本部要員では対策活動を十分行うことができないと判断される場合の、追加要員の選定及び本部長承認後の招集 ・その他必要な事項
副 本 部 長：上記以外の副社長又は常務取締役のうち社長が指名する者	広 報 班	広報担当部門の長	・報道機関等（発電所国民保護対策本部が行うものを除き、国の広報担当箇所を含む。）との対応 ・広報関係資料の作成
	技 術 班	・発電管理担当部門の長 ・廃止措置担当部門の長 ・開発計画担当部門の長	・原子炉・燃料の安全性に係る事項の検討 ・発電所施設等の健全性の確認 ・発電所国民保護対策本部が行う応急活動の検討
副本部長代行者：上記以外の常務取締役のうち社長が指名する者	放 射 線 管 理 班	放射線管理担当部門の長	・放射線管理に係る事項の検討 ・個人被ばくに係る事項の検討
	保 健 安 全 班	保健安全担当部門の長	・人身災害情報の収集・連絡 ・緊急医療に係る事項の検討

注）班長が国民保護措置に従事できない場合の代行者及び各班の副班長、班員はあらかじめ定める。

注）発電所は本店に準じて対策組織を定める。

以 上

指令伝達及び情報（通報）連絡経路



指令伝達経路：→
情報連絡経路：→ (通報含む)